

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500094号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500039号

第1 結論

請求者のA社における平成27年3月31日及び平成29年3月30日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成27年3月31日及び平成29年3月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月31日及び平成29年3月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年3月31日
② 平成29年3月30日

請求期間当時、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及びA社に係る賞与支給通知書並びに日本年金機構及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②に同社から20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年3月31日及び平成29年3月30日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回

答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。